

かわさき区子育てフェスタ公募実行委員選考委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、かわさき区子育てフェスタ公募実行委員選考委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長
- (2) 川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課長
- (3) 川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課長
- (4) 川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域支援課担当課長
- (5) 川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保育所等・地域連携担当課長
- (6) 大師地区健康福祉ステーション担当課長（地域支援・児童家庭）
- (7) 田島地区健康福祉ステーション担当課長（地域支援・児童家庭）

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）所長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会の定足数は、委員の過半数とする。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）地域ケア推進課が行う。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。